

## 会津若松市とヤマト運輸株式会社との地域包括連携協定書

会津若松市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、会津若松市の活性化に向けて相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととし、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用し、協業して、次条に規定する事項（以下「連携事項」という。）を推進し、一層の地域の活性化及び住民サービスの向上に資することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項（詳細は「別紙1」に定める。）について、連携・協力を推進すべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について、自らの事業に支障をきたさない範囲で、協働で取り組むよう努める。

- （1） 安全・安心な地域づくりに関する事項
- （2） 地域活性化に関する事項
- （3） 災害対策に関する事項
- （4） 環境維持・保全に関する事項
- （5） 地域の福祉に関する事項
- （6） 結婚や出産・子育て支援に関する事項
- （7） 教育支援に関する事項
- （8） その他本協定の目的に沿う事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、連絡、調整及び情報交換等を適宜行うものとし、必要に応じて会議を開催するよう努めるものとする。

3 甲は、本協定の趣旨に賛同した企業、団体等と乙の連携・協力について、支援を行うものとする。

### （協定内容の変更）

第3条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、本協定の内容の変更を相手方に申し出ることができる。この場合においては、その都度甲乙協議の上、本協定について必要な変更を書面にて行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは1年間更新し、その後も同様に更新するものとする。

### （中途解約）

第5条 甲及び乙は、相手方に対し事前に書面により通知することにより、本協定の全部又は一部を解約することができる。

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第1条に定める連携事項により知り得た相手方の情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本協定の締結が解除された後であっても適用する。

### （この協定にない事項）

第7条 本協定に定めるもののほか、協働事業の具体的内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定する。

以上、本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名（又は記名押印）の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月 日

甲 福島県会津若松市東栄町3-46

会津若松市

会津若松市長

乙 福島県郡山市日和田町高倉字古川4-8

ヤマト運輸株式会社 郡山主管支店

主管支店長

「別紙1」

「会津若松市とヤマト運輸株式会社との地域包括連携協定書」 具体的連携項目

会津若松市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域活性化及び住民サービスの向上等に資するため、様々な取り組みを進めます。

**（1）安全・安心な地域づくりに関する事項**

ア 乙が、会津若松市内で未就学児等への「こども安全教室」を実施します。

イ 乙が、会津若松市内で業務を行う際に、会津若松市内の道路の陥没や損傷、倒木等、会津若松市内の交通の安心・安全に影響を及ぼすと思われる箇所を発見した場合に、可能な範囲内で甲へ情報提供を行うよう努めます。

**（2）地域活性化に関する事項**

ア 乙は、甲が実施する観光及び地場産品の振興等に協力するよう努めます。

イ 乙は、会津若松市内の事業者、生産者向けのセミナー等を実施し、甲の地場産品の販路拡大の協力を努めます。

**（3）災害対策に関する事項**

ア 相互の防災計画の状況等について情報交換を行うとともに、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議を行い、連携強化を図ります。

イ 防災会議や防災訓練等への参加等により、災害発生時の体制について、相互理解を深めることとします。

ウ 会津若松市内において災害が発生した場合は、可能な範囲内で相互に協力を要請することができることとします。

なお、本項における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

**（4）環境維持・保全に関する事項**

ア 乙は、環境保全の一環として、アイドリングストップ等を実践し、安全運転やエコドライブを推進します。

イ 乙が、会津若松市内で業務を行う際に、不法に投棄されたと思われる家電製品やタイヤ、動物の死骸等、会津若松市内における安心で快適な生活環境の保持に影響を及ぼすと思われる行為や廃棄物等を見つけた場合に、甲へ情報提供を行うよう努めます。

**（5）地域の福祉に関する事項**

ア 乙が、会津若松市内で業務を行う際に、住民の何らかの異変に気付いた場合、甲へ情報提供を行うよう努めます。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

また、住民が保護を求めて乙の事業所へ避難してきた場合には、当該住民を一時保護する等、地域社会の安心・安全に貢献します。

**（6）結婚や出産・子育て支援に関する事項**

ア 乙は、仕事と子育ての両立支援や、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに努めます。

**（7）教育支援に関する事項**

ア 乙は、会津若松市内の各教育機関にて行う職場見学や職場体験等の校外学習へ可能な範囲内で協力します。

**（8）その他本協定の目的に沿う事項**

ア 本別紙に定めのない連携項目（取り組み）等は、甲乙による定期的な協議を通じて、本別紙に定める具体的連携項目も含め、連携計画を策定し、取り組みます。

**（経費の負担）**

上記に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

なお、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。